

松江市告示第 136 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 第 1 項の規定により指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 24 条の 37 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁



事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した 事業	事業所番号
一般社団法人しまね発達発 酵研究所 松江市八雲町東岩坂 477-5	相談支援事業所カメの子 松江市嫁島町 10-28-206	令和 7 年 4 月 1 日	障 害 児 相 談 支 援	3270100245